

就労証明書に関する取組について（中間報告）

令和元年 5 月 21 日

I. これまでの取組

1. 自治体・企業からの意見聴取／大都市向け標準的様式（案）の作成

○行政手続部会の議論を踏まえ、「就労証明書の様式統一に向けたWS」を2回開催（3月25日、4月11日）。

【参加者】

- ・政府（内閣府子ども・子育て本部、規制改革推進室、内閣官房IT総合戦略室）
- ・自治体（複数の東京都特別区）
- ・人事・労務ソフトウェア会社
- ・就労証明書を多数発行する事業者

2. 経済団体との対話

○経済団体に対し、以下の機会において、自治体への標準様式の利用の働きかけを依頼。

- ・日本商工会議所 第18回労働委員会（平成31年3月19日）：
全国各地商工会議所の会頭及び専務理事等に（約100会議所）に対して説明
- ・日本経済団体連合会 地方団体連絡協議会（令和元年5月14日）：
全国各経営者協会の専務理事等（約23団体）に対して説明

3. 子ども・子育て本部での働きかけ

○地方自治体職員向けの説明会や、子ども・子育て本部参事官と個別の自治体の幹部との面会や電話等、あらゆる機会を通じて活用の依頼を継続。

○第11回行政手続部会での委員からの御指摘を踏まえ、活用の予定のない自治体に働きかけ。

- ・子ども・子育て本部統括官から、本取組のために新たに調整している複数の東京23区の首長との個別の面会や、幼児教育・保育の無償化関係で首長が集まる会議において、活用を依頼予定。

- ・特に標準的様式の活用をしてもらいたい自治体※に対し、順次個別に電話し、取組の趣旨の説明及び活用の依頼を開始。

※大企業の工場・事務所が立地する自治体、県庁所在地の自治体、前回調査で「標準的様式の導入に時間が必要」と回答した自治体等

(参考) 大都市向け標準的様式の必要性

○ **大都市での導入率が低い**（東京23区で**9%**、人口100万人以上の政令指定都市で**18%**）。

※ 保育所等の競争率の高い大都市の自治体は、標準的様式以外の事項の記載を求めていることが多いことが要因か。

1. 東京23区：導入率 9%【杉並、葛飾のみが導入】（企業独自様式の受付を加えた場合 22%（千代田、品川、荒川も受付））

※未対応：[中央、港、新宿、文京、台東、墨田、江東、目黒、大田、世田谷、渋谷、中野、豊島、北、板橋、練馬、足立、江戸川](#)

2. 政令指定都市：導入率 35%（企業独自様式の受付を加えた場合 40%）

(1) 人口100万人以上：**導入率 18%**

（企業独自様式の受付を加えた場合 27%）

人口順位	市	対応状況	人口
1.	横浜市	×	372 万人
2.	大阪市	○※	269 万人
3.	名古屋市	×	230 万人
4.	札幌市	×	195 万人
5.	福岡市	×	154 万人
6.	神戸市	×	154 万人
7.	川崎市	○	148 万人
8.	京都市	○	148 万人
9.	さいたま市	×	126 万人
10.	広島市	×	119 万人
11.	仙台市	×	108 万人

(2) 人口100万人未満：導入率 56%

人口順位	市	対応状況	人口
12.	千葉市	×	97 万人
13.	北九州市	×	96 万人
14.	堺市	○	84 万人
15.	新潟市	×	81 万人
16.	浜松市	○	80 万人
17.	熊本市	×	74 万人
18.	相模原市	○	72 万人
19.	岡山市	○	72 万人
20.	静岡市	○	70 万人

(備考1) 標準的様式の対応状況は平成30年8月時点。

○ : 平成31年度入所分までに活用予定

○※ : 標準的様式ではないが、企業独自様式を受付

× : 平成31年度入所分までに活用予定なし（○※を除く）

(備考2) 人口の出典は「平成27年国勢調査」（総務省）。

Ⅱ. 大都市向け標準様式を導入する際の視点

○企業側の視点

人事給与システム
導入済み企業
(主として大企業)

人事給与システムから就労証明書の記入項目を取得しているため、項目数が多くても、統一的な情報であれば、対応可能

人事給与システム
未導入企業
(主として小規模事業者)

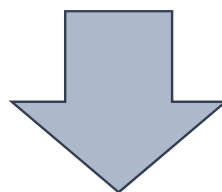
小規模事業者等、依然として手書きにて対応している企業も多く、就労証明書の記入項目を増やすと負担増につながる

○自治体（大都市）側の視点

(東京都A区)
「延長保育の利用調整を区で実施しており、標準的様式だけでは確認ができないため」

(東京都B区)
「保育を必要とする状況を確認するための情報が不十分であるため」

(政令指定都市C市)
「本自治体の必要な項目を網羅できない」



- ・ 項目、定義を「明確化」した上で、記入項目の統一を図ることが必要となる。
- ・ 記入項目数の増加については企業（大企業、小規模事業者等）側の視点、自治体（大都市）側の視点の双方に留意すべき。

Ⅲ. 今後の進め方（案）

【2019年 5月～7月】

○個別の自治体を訪問し、大都市向け就労証明書の利用を呼びかけを行う。

○6月中は、呼びかけを行う中で、現行の大都市向け就労証明書（案）に対する意見も確認。
証明書を作成する事業者、人事・給与ソフトウェア会社からも意見を拝聴し、
可能な限り様式のブラッシュアップを行う（6月末には確定する）

【2019年 7月～8月】

○自治体において、大都市向け就労証明書を使用するための準備・周知を行う。

【2019年 9月～】

○2020年4月入園に向けた、就労証明書の発行開始。

※本資料について子ども・子育て本部等と調整中である。